

令和7年度

夢と学びの科学体験館移動販売出店者募集要領

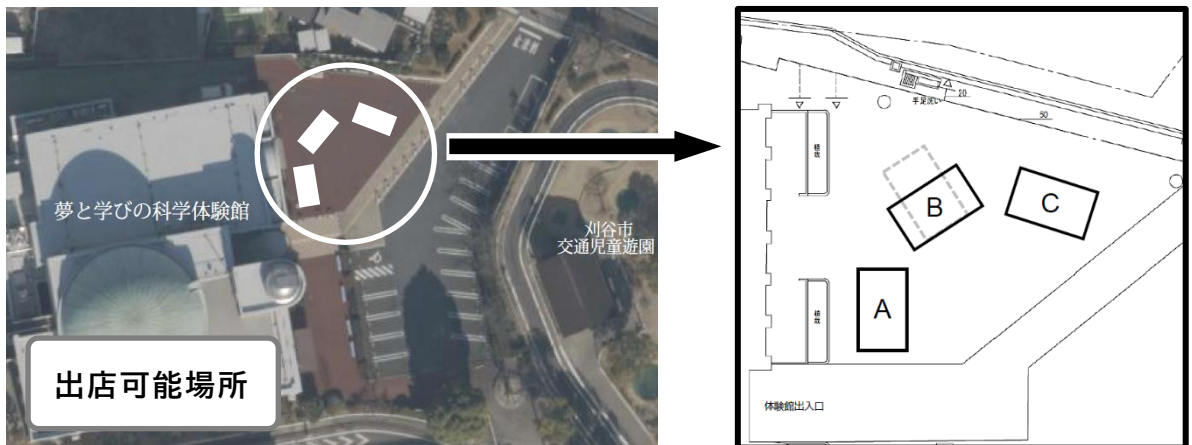
1 募集概要

夢と学びの科学体験館（以下、「体験館」とする。）の敷地内において、飲食の提供を目的とした移動販売を実施することで、利用者の利便性や体験館の魅力の向上を図り、更なる賑わいの創出を促進する。

2 施設概要

（1）位置

刈谷市神田町1丁目39番地3



（2）駐車場

専用駐車場あり（市営神田駐車場・有料）

（3）設備

- ・ガス、発電機、火気の使用不可。（民家隣接のため）
- ・トイレは体験館内を利用可。

各区画のサイズ
15㎡（5m×3m）

3 出店概要（体験館内での食事は禁止）

（1）販売方法

飲食物の提供を目的としたキッチンカーまたはテント販売。

（2）販売品目

パン、焼菓子等包装されており、市が許可したものに限る。

※ アルコール類の販売、飲食時に手が著しく汚れる飲食物は不可。

(3) 出店場所と使用面積

・ 2 (1) を参照

・ 1 店舗につき 15 m² (3 m × 5 m)

(4) 販売時間

土日祝及び学校等の休業期間の午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

※ 短時間出店可

※ 準備・片付け時間を含む

※ 雨天決行

(5) 使用料

1 店舗 1,000 円/日及び売上額に 5 % を乗じた額

4 出店の要件

(1) 公的機関の定める食品営業許可証があること。

(2) 食品衛生責任者等資格を有すること。

(3) 保健所が定める適切な衛生管理ができること。

(4) 国税及び地方税について滞納がないこと。

(5) 「刈谷市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置対象となる法人等でないこと。

(6) 破産法に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされた者、又はこれらに類似する倒産手続きの申立てがなされた者ではないこと。

5 出店に対する制限

(1) 出店について、第三者に権利の譲渡又は転貸等を行うことなく、自ら行うこと。

(2) アルコール類は販売しないこと。

(3) 危険な行為をしないこと。また他の利用者に迷惑をかけないように努めること。

(4) 出店者の行為が当該施設での行為として適切でないと市が判断した場合は、出店の中止等を求めることがある。

6 その他の要件

- (1) 出店者の不注意による負傷等は、自己で責任を負うこと。
- (2) 施設・樹木等は大切に取り扱い、破損した場合、利用者との事故または苦情等が発生した場合は、速やかに体験館へ連絡するとともに、出店者の責任において適切に対処すること。
- (3) 食品安全衛生法等関係法令を遵守し、食中毒防止及び販売の品質に万全を期すること。
- (4) 給水及び排水は施設内の設備を使用せず、出店者で用意もしくは処分すること。
- (5) プロパンガス・発電機・火気の使用をしないこと。またキッチンカーでの販売中はエンジンを停止すること。
- (6) 移動販売の搬入・搬出は、通行の安全に配慮し、出店者各自で行うこと。
- (7) 販売中は、必ずごみ箱を設置し、出店に伴って発生したごみ（包装類等）は、出店者の責任において適切に処理すること。また、処理に関する費用は、出店者が負担すること。
- (8) 使用するエリアだけでなく、当該施設の他の場所も積極的に清掃を行うこと。
- (9) SNS等で、当該施設の魅力を含めてアピールすること。
- (10) 営業時間を短縮し、販売時間中に撤収する場合は、体験館事務室へ口頭で報告をすること。
- (11) 出店者の都合によるキャンセルは、出店日の前日午後5時までに体験館へ電子メールにて連絡をすること。それ以降に出店を取り止めた場合は、出店料（1,000円/日）が発生する。
- (12) 空き区画への出店を希望する場合は、出店日の前日午後5時までに体験館へ電子メールにて連絡をすること。
- (13) 愛知県に熱中症警戒アラート等が発令された場合、出店を取り止めても出店料は発生しない。ただし、出店した場合は出店料が発生する。
- (14) 取扱品目を追加・変更する場合は、事前に「販売品目・金額が確認できるチラシ等」をA4サイズにまとめ、体験館へ電子メールにて提出すること。
- (15) 次に該当する場合は、営業を認めない、または出店の許可を取り消す場合がある。

ア 催事等の実施により、出店を認めることが困難と市が判断したとき。

イ 緊急の工事等により、支障があると市が認めたとき。

ウ 災害対応、感染症防止等の措置を講じるため必要と認めたとき。

エ 市が特に必要と認めたとき。

(16) 出店及び食品販売行為に係る出店者の故意または過失により発生した事故や苦情に対し、誠意をもって対応し、賠償責任を負うこと。

7 手続きについて

(1) 手続きの流れ



(2) 申込方法

以下の書類を(1)の手続きの流れに基づき、受付期間までに電子メールにより提出をすること。ただし、必要により追加で書類の提出を求めることがある。

ア 出店申込書兼誓約書(様式1)

イ 食品営業許可証の写し

ウ 外観の写真(看板等の大きさやデザイン等)が確認できる写真3枚

エ 販売品目・金額を確認できるチラシ等

※イからエまでの書類は、過去に申請した時点と変更がない場合は省略することができる。

(3) 受付期間

出店期間		受付期間
第1期	令和7年4月～6月 出店分	令和7年2月7日(金)9時～2月28日(金)17時
第2期	令和7年7月～9月 出店分	令和7年5月9日(金)9時～5月30日(金)17時
第3期	令和7年10月～12月 出店分	令和7年8月8日(金)9時～8月29日(金)17時
第4期	令和8年1月～3月 出店分	令和7年11月7日(金)9時～11月28日(金)17時

※ 変更がある場合は、体験館のホームページ等で周知する。

※ 先着順での受付を基本とする。

(4) 出店報告

出店した月の翌月5日までに「移動販売出店日等報告書(様式2)」を体験館へ電子メールにて提出すること。

(5) 使用料の納付

後日送付する納付書により、市の定める期限までに納付すること。

(6) 留意事項

ア 提出された書類は返却しない。

イ 申込に関する一切の費用は、出店者の負担とする。

ウ 申込状況次第で、受付期間外に募集を行う場合がある。

8 出店スケジュール

出店希望日に基づき、出店開始日の約2週間前までに、当該期間の出店スケジュールを通知する。

9 問合せ【提出先】

夢と学びの科学体験館

電 話 0566-24-0311

電子メール habataki@city.kariya.lg.jp